

# 発生・消滅の認識はみなし有価証券と異なる 電子記録移転有価証券表示 権利等の会計上の留意点

有限責任監査法人トーマツ  
公認会計士 宗延 智也

## 【この章のエッセンス】

- 電子記録移転有価証券表示権利等は、従来のみなし有価証券を、ブロックチェーン技術等を用いてトークン化したものとして定義されており、実務対応報告43号の適用対象となるか否かは法令に従って判断する必要がある。
- 電子記録移転有価証券表示権利等の会計処理と開示は、基本的に、従来のみなし有価証券に関する定めに従うこととされている。
- 発生および消滅の認識の会計処理については、別途の定めが置かれている。

## はじめに

企業会計基準委員会(以下、「ASBJ」という)から2022年8月26日に実務対応報告43号「電子記録移転有価証券表示権利等の発行及び保有の会計処理及び開示に関する取扱い」(以下、「実務対応報告43号」という)が公表され、電子記録移転有価証券表示権利等に関する取扱いが定められた。実務対応報告43号は、2023年4月1日以後開始する事業年度の期首から適用することとされ、また、実務対応報告43号の公表日以後終了する事業年度および四半期会計期間から早期適用することができる(実務対応報告

43号13項)。

そのため、3月決算企業においては、当期2023年3月期から早期適用が可能であり、また、早期適用をしない場合でも翌期2024年3月期の期首から適用されることとなる。

本章では、実務対応報告43号を適用するうえでのポイントを解説する。なお、文中の意見に関する部分は筆者の私見であり、所属する法人の見解を示すものではないことをあらかじめ申し添える。

## 電子記録移転有価証券表示権利等とは何か

2019年に成立した「情報通信

技術の進展に伴う金融取引の多様化に対応するための資金決済に関する法律等の一部を改正する法律(令和元年法律28号)により、金融商品取引法が改正され、いわゆる投資性ICO(Initial Coin Offering。企業等がトークン(電子的な記録・記号)を発行して、投資家から資金調達を行う行為の総称である)が金融商品取引法により規律され、各種規定の整備が行われた。また、当該金融商品取引法の改正を受けて、「金融商品取引法等に関する内閣府令(平成19年内閣府令52号。以下、「金商業等府令」という)が改正され、「電子記録移転有価証券表示権利等」が定義された(金商業等府令1④十七、6の3)。

「電子記録移転有価証券表示権利等」は、「金融商品取引法2条2項に規定される有価証券とみなされる権利が、電子情報処理組織を用いて移転することができる財産的価値(電子機器その他の物に電子的方法により記録されるものに限る)に表示される場合」と定義されており、従来、金融商品取引法において定義されているいわゆるみなし有価証券を、暗号資産のように、いわゆるブロックチェーン上でトークン化されたものが想定される。たとえば、株式や社